

情報提供日	2018年(平成30年)5月22日
問い合わせ先	総務局総務管理室：島瀬 078-918-5005 (内線 2402)
	総務局職員室：久保井 078-918-5006 (内線 2420)

職員による暴行事案について

1 事案の概要

加害者：市民生活局文化・スポーツ部長（59歳）

（現：市民生活局産業文化振興部長）

被害者：市民生活局文化・スポーツ室文化振興課職員（30歳代）

本年3月16日に、友好都市の交流団歓迎会場において、被害者である職員が来賓者に飲み物を運んでいたところ、加害者である職員から呼び止められ、突然、背後から左足太腿裏を足蹴りされたものです。なお、受傷はしていません。

2 事案発覚の経緯

職員からの内部公益通報

3 公益監察員（外部弁護士）の意見

通報事実（上記1の加害行為）については、加害者も認めており、目撃者もほぼ同様の事実経過を証言している。

加害者がどのような理由で通報事実を行ったかはともかく、通報事実が存在したことは間違いない。

また、通報事実は、刑法上の暴行罪を構成する行為であり、仮にこのような行為に至った理由について、叱咤激励という加害者の言い分どおりだとしても、被害者の人格を否定するような違法行為であり、相応の是正措置を取られることを勧告する。

4 市としての今後の対応予定

- (1) 加害職員の異動発令（5月23日付）
- (2) 加害職員のその他事案の調査（5月中）
- (3) 調査終了後、懲戒処分及び再発防止策を講じる予定